令和８年度第４回木津川市介護保険事業計画等策定委員会　会議経過要旨

会　議　名	令和８年度 第４回木津川市介護保険事業計画等策定委員会		
日　　時	令和８年 10 月 28 日（水） 午後１時 30 分～午後３時 17 分	場　所	木津川市役所５階 全員協議会室
出　席　者	委　　員 ■：出席 □：欠席	□安藤会長　■田中副会長　■馬副会長 ■高岡委員　■武田委員　■甲川委員 ■佐村木委員　■高津委員　■辻委員 □錦織委員　□松森委員　■山口委員 ■光井委員　■坊委員　■石塚委員 □亀井委員　□鴛田委員　□入江委員 □坂本委員　■田中委員　□辰巳委員	
	事　務　局	米田健康福祉部長、松下健康福祉部次長高齢介護課長事務取扱 木村高齢介護課主幹、辻高齢介護課長補佐、 宇野介護保険係長、今井高齢者福祉係長、 吉田主任、前西主任、奥田主任 株）ジャパンインターナショナル総合研究所　塚田氏	
傍　聴　者			
報　　告	（１）第 11 次木津川市高齢者福祉計画・第 10 期木津川市介護保険事業計画中間案について		
会議結果要旨	１　開会 開会宣言 委員２１名のうち１１名の出席により、会議が成立していることを確認した。（成立確認後２名出席され、１３名出席となった） ２　会長あいさつ 会長が欠席のため、馬副会長が会長の職務を代理した。 ３　議事 馬副会長が議長となり、議事を進行した。 （１）第 11 次木津川市高齢者福祉計画・第 10 期木津川市介護保険事業計画の中間案について 事務局より資料１．２について説明した。 本日の意見を踏まえて修正し、修正内容を馬副会長が確認したうえで、パブリックコメントを実施することとなった。 ４　今後の予定について 事務局より説明した。		

	5　閉会
会議経過要旨 ○：委員 ⇒：事務局	1　開会 会議結果要旨のとおり。 2　会長あいさつ 会議結果要旨のとおり。 3　議事 （1）第 11 次木津川市高齢者福祉計画・第 10 期木津川市介護保険事業計画の中間案について （資料1．2） 【説明】資料に基づき説明した。 【主な質疑・応答、意見】 ○ 前回の意見の回答をいただいたが、要介護認定の手続に係る期間が長いという点について、計画の中に言及が見いだせない。いきなり 30 日を実現するのは厳しいとしても、何かしら取り組んでいく姿勢や手立てを示し、努力していくことが必要であり、項目を割いてでも計画に入れていく必要があるのではないか。 ⇒ 1 ページを割いて特出しするのは難しいが、72 ページの要介護認定事務の効率化において、申請から認定までの期間の短縮に努めることを記載している。 ○ 住民の多くは、どういう段階を経て要介護認定が受けられるのかが分かっていない。審査会の開催回数が限られ、審査会に載るまでの待ち時間が発生しているのではないか。開催回数を増やすか、1 回の審査会で扱う件数を増やすなど、行政の中でコントロールしやすい審査会の部分で、できるところを見いだしてほしい。 ○ 介護給付適正化の推進の中で、要介護認定事務の効率化として総括的に記載されているが、もう少し具体的に言葉を落とすことは可能か。 ⇒ 審査会の回数を記載することについては、1 回あたり 25～30 件程度を審査しており、それより少ない件数で開催する日もあるため、審査会の回数が足りないわけではない。数値を目標にすると、かえって誤解につながりかねず、数字で示すのは難しい。 ○ 利用者には様々なケースがあり、早く認定を受けなければ家族の生活が立ち行かなくなる世帯もある。全員を 30 日以内にすることは難しいとしても、急いでいる人だけでも弾力的に早めに対応できる余地はないか。また、1 か月以上かかることについて、利用者が納得できる理由を示していく必要がある。 ○ もう少し具体的に書くことは可能か。 ⇒ 個々のケースによって状況が異なるため、具体的な書き方は難しい。全国的に見ても 30 日以内に収まっている自治体は一握りであり、仕組みの面の課題もあると考えている。国においても、認定のどの段階で時間がかかっているかを調査しており、介護情報基盤によって期間が短くなる仕組みも検討されていると考えている。市としては、目の前のできることを一つずつ進め、な

	るべくご不便をかけないよう努めるという考えから、総括的な書き方としている。 ○ 一つ一つ手作業で取り組まれている難しさは理解している。申請した日からサービスを使えるという制度の建付けではあるが、実際には、認定前に利用を始めるよう勧められることはまずなく、認定の結果が見込みより低ければ費用の負担の問題も生じる。この課題は長年解決されておらず、100 ページ近い計画の中で欠けている大きなピースではないか。その難しさも、もう少し書いてよいのではないか。 ⇒ 事業計画は、基本的には大きな方向性を示すものである。個別の具体的な対応は、それぞれの家族によって状況が異なるため、窓口で相談いただく形で対応していきたい。 ⇒ 30 日ではできないということを目標にするのではなく、今後どのように取り組んでいくかを示す計画であるため、今後取り組んでいける目標を記載している。 ○ 申請から 30 日以内に認定できたものは、どれくらいあるか。 ⇒ はっきりとした数字ではないが、10%に満たない程度と考えている。 ○ 訪問調査や主治医意見書が早くそろい、審査会にうまく入れた場合ということか。混んでいる時期に、急ぐ人を優先的に扱うことは難しいのか。 ⇒ 命に関わる、急を要する方については、できるだけ早く認定調査に入るようにしているが、主治医意見書に時間がかかる場合もある。 ○ ケアマネジャーとして感じているのは、新規の相談は地域包括支援センターや病院からの紹介が多く、申請中の方が今週末に退院するといったように、認定の結果を待たずにサービスの利用を始めなければならない方が少なくないということである。そうした方には、状態や家族の介護力、費用の考え方などを伺いながら見通しを立て、認定が軽く出た場合でも自己負担が生じないサービスから始めるか、自己負担が生じる可能性があってもサービスを入れるかを、相談しながら支援している。 ○ 自己負担が生じるとは、10 割の負担になるということか。 ○ 例えば、ベッドを借りたものの、認定の結果によって保険が使えなかった場合などである。 ⇒ 窓口では、新規の申請の際に、１か月での認定は厳しい状況であり、１か月半から２か月かかる見込みであることを口頭で案内している。 ○ 介護保険は申請日に遡って保険給付を受けることができる。認定の結果によっては 10 割の負担になる可能性があることを事前に説明したうえで、必要なサービスから入れるケアマネジャーが多く、福祉用具の事業者によっては、自費で借りられるベッドを用意しているところもある。申請日に遡って保険が適用できることや、認定の結果によっては自己負担が生じる可能性があること、詳しくはケアマネジャーに相談いただきたいことを、行政側からアナウンスしていただくと、利用者の不安が軽減されるのではないか。細かな運用まで計画に挙げていくと際限がなくなるので、計画には大まかな行政の考え方を示すものと考える。 ○ 現場の職員はそれぞれベストの対応をしていると思うが、法律で定められた 30 日をほとんどの自治体がクリアできていない状態について、制度として今の状態はまずいという認識を持たなければ、改善していくことはできない。利用者に説明でき、納得してもらえるようにしていくことが大事である。

	⇒ 問題にしていないということでは全くなく、30 日という期間が定められているので、それに向けて努力するということで、今回のペーパーレス化のシステムなども導入している。国においても、30 日の設定について調査をしており、必要に応じて制度の見直しは国がされるものと認識している。市としては、市町村のレベルでできることをしっかり進めていく。具体的な日数はケースによって変わるため示すことはできないが、一日でも早く審査を通るよう進めていきたいので、ご理解いただきたい。 ○ 資料１の 16 ページからの圏域ごとの記載について、市の施設や市が実施している事業が掲載されているが、認知症カフェについては、市の事業以外にも民間で開催されているカフェがあり、開催頻度は少なくても頑張って開催されているところもあるので、記載していただけないか。 ⇒ 市の事業以外のカフェの取組も、大変ありがたく思っている。地図上には市の事業として記載しており、ここに記載すると明言するのは難しいが、別の方法でお知らせできるかも含めて、何らかの形で表すことができる方法を考えたい。 ○ 先日、ケアマネジャーを対象とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護のアンケートをいただいた。市内に無いサービスであり、イメージを持てない方もいると思うので、サービスができれば利用する方は増えるかもしれない。訪問介護事業所への調査では、提供が難しい理由として看護師など医療職の確保が挙がっていたが、このサービスには一体型と連携型があり、24 時間対応の訪問看護ステーションと訪問介護事業所の連携型で提供できるかも含めて、意見を聞き取っていただけるとありがたい。 ⇒ これまで利用の見込みも把握できていなかったが、今回の計画に当たって踏み込んで聞き取らせていただいた。少しずつ進めていきたいが、この３年間で必ず事業所を入れるというところまでは書ききれなかった。この３年間、この課題に向き合っていきたい。 ○ 介護情報基盤について、これまで説明がなかったと思うが、整備の期日が目前になっている中で、どのような状況か。マイナンバーカードの情報の確認なども生じると聞いており、情報漏えいの話が出ている中で警戒される住民も多いと思うので、運用が始まる際には、広報などで、何のために必要なのかを周知していただきたい。 ⇒ 市としても、仕組みができていく中で、走りながら勉強しているところであり、どのように運用していくかを具体的に説明できる段階ではない。現在は、市が持つ介護保険の情報を連携していくための仕組みを作っているところである。セキュリティの部分は、国からは守られた仕組みであると示されているが、住民の皆さんへのアナウンスについては、国の考え方を確認しながら慎重に行いたい。 ○ 72 ページの介護給付適正化の部分に、認定を待っている利用者からの問い合わせに対して、丁寧に分かりやすく説明していくという一文を入れていただいた方が、住民目線ではよいと思う。 ⇒ 検討させていただくが、全体の文章のバランスもあり、計画は総括的な内容

	となっている。市民の方には、「いきいき介護保険」などのパンフレットやリーフレットでの周知が適切であると考えている。 ○ 57 ページの地域包括支援センターの体制整備について、人口のデータを見ると高齢者の増加が顕著な地域もある。「４か所の地域包括支援センターの体制は維持しつつ、高齢者の生活相談の中核としてのセンター業務を実現すべく、人員体制の確保に向けた継続可能な運営ができるよう支援していく」といった文言にしていただけると、委託を受けている側として安心できると思う。 ⇒ 人員基準に基づいて配置いただいており、少ない職員で多くの方を見ていただいていることに感謝している。高齢者が多い地域では、国の基準に１名を加えて配置しているところもある。85 歳以上の人口が増える地域なども踏まえ、人員の確保には精一杯努力していきたい。どのように反映できるか、検討させていただきたい。 ○ ３年ごとに見直しをされている中で、検討していただけるとありがたい。 ○ 資料２の７ページの介護保険サービスの利用量の見込みについて、最近、市内グループホームでショートステイを始めた事業所があるが、その分は含まれているか。また、市内には認知症対応型通所介護の事業所は無いはずだが、見込みに数値が上がっているのは、どのような見込みによるものか。 ⇒ 数値を確認したうえで回答させていただく。含まれていないようであれば、見込みに反映する。認知症対応型通所介護については、市外の事業所を区域外利用されている方がいるため、その分を見込んでいる。本来は地域密着型サービスであるため、市内に住む方が市内の事業所を利用するものであるが、例外的な利用として見込んでいる。 ○ 要介護認定の期間を縮めるためのペーパーレス化について、業者は決まったのか。いつ頃から始まるのか。 ⇒ 業者が決まり、１月中旬の審査会から導入する予定である。11 月・12 月に研修を行う。 ○ それによって、どの程度期間を縮める目標か。 ⇒ 審査会までの日数の中で、３日は縮めていきたいと考えている。 ○ 可能か。 ⇒ まだ運用ができていないため、可能と答えるのは難しいが、運用を始めて、実際にどうであったかを答えられるようにしたい。 ○ 税金を使って行うペーパーレス化であり、効果が求められると思う。 ⇒ 皆様からお預かりしたお金を使って行うものであり、しっかりとした成果が必要であると認識している。郵便の配達に日数がかかるようになったことなどの影響もあるため、そうした部分を解消し、目標に向けて取り組んでいきたい。 ⇒ 本日いただいた意見を踏まえて修正し、会長の職務を代理いただいた馬副会長に確認いただいたうえで、パブリックコメントに進めたい。パブリックコメントは、11 月 25 日（水）から１か月の募集を予定している。 ○ 事務局には、出席者が半数を切るような状況が不安であるため、多くの委員

	に出席いただけるよう日程調整をお願いしたい。 4　今後の予定について 第５回策定委員会を令和８年 12 月 21 日（月）から 25 日（金）の間、第６回策定委員会を令和９年１月 18 日（月）から 20 日（水）の間で日程を調整し、いずれも午後１時 30 分から、木津川市役所５階全員協議会室で開催する旨を説明した。 5　閉会 以　上
その他特記事項	なし